

仕組債の取引に係るご注意

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**「ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期
円建 為替トリガー早期円償還条項
デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」
の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、「ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券の元利金は円貨で支払われますが、満期償還額は満期償還日の15営業日前の日(以下「最終償還判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートにより決定されます。そのため、最終償還判定日のブラジルリアル・日本円為替レートによっては償還差損が生じる可能性があります。
- 本債券の利率は当初3ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については各利払日の15営業日前の日(以下「利率判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートにより決定されます。
- 本債券は、満期償還日を除く各利払日の15営業日前の日(以下「強制早期償還判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートがあらかじめ定められたブラジルリアル・日本円為替レート(以下「強制早期償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、本債券は直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。
- 本債券は、金利水準、ブラジルリアル・日本円の為替レートの変化や発行者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)

本債券の主なリスク要因

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 本債券の元利金は、円貨で支払われますが、満期償還額は、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが基準為替から12.00円を引いて得られる為替レート(以下「償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、額面100万円につき、100万円を支払われ、償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円×最終償還判定日の参照為替／基準為替で算出される金額で支払われます。また、本債券の利率は、当初3ヶ月間の利息期間については年6.05%、それ以降の利息期間については利率判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが基準為替から8.00円を引いて得られる為替レート(以下「利率判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、年6.05%、利率判定為替を下回る円高の場合、年0.10%が適用されます。したがって、本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合があります。
- 本債券の満期償還額は、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円×最終償還判定日の参照為替／基準為替で算出される金額で支払われるため、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートに左右されます。したがって、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートの状況によっては償還差損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、日本およびブラジルの中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ブラジルレアル・日本円為替レートは、現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって変動します。

発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

強制早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、強制早期償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。本債券が強制早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、早期償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券の概要

発行者	ノルウェー地方金融公社
発行形態	債券発行プログラム
発行額	154億7,600万円
額面金額	100万円
発行日	2014年10月30日
満期償還日	2019年10月30日
利払い及び償還通貨	日本円
利率	当初3ヶ月間 <u>年6.05%</u> 以降4年9ヶ月間 (i)利率判定日の参照為替が利率判定為替以上の円安の場合、 <u>年6.05%</u> (ii)利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、 <u>年0.10%</u>
参照為替	ブルームバーグページBZFXJPYにおけるサンパウロ時間午後1時15分頃に公表される1日本円あたりのブラジルレアルの売値と買値の仲値の逆数(小数第3位を四捨五入)(参照ページ等は変更される場合があります)
利率判定日	2015年4月30日から満期償還日までの各利払日の15営業日前の日
基準為替	発行日の参照為替
利率判定為替	基準為替 - 8.00円
利払日	各年1月30日、4月30日、7月30日、及び10月30日
満期償還額	(i)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替以上の円安の場合、 <u>100万円</u> (額面100万円あたり) (ii)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満の円高の場合、 <u>100万円 × 最終償還判定日の参照為替 / 基準為替</u> ※円未満四捨五入 (額面100万円あたり)
償還判定為替	基準為替 - 12.00円
最終償還判定日	満期償還日の15営業日前の日
強制早期償還条項	いずれかの強制早期償還判定日(強制早期償還日の15営業日前の日)の参照為替が強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。

強制早期償還判定為替	2015年1月30日	基準為替	+	1.50円
	2015年4月30日	基準為替	+	1.00円
	2015年7月30日	基準為替	+	0.50円
	2015年10月30日	基準為替		
	2016年1月30日	基準為替	-	0.50円
	2016年4月30日	基準為替	-	1.00円
	2016年7月30日	基準為替	-	1.50円
	2016年10月30日	基準為替	-	2.00円
	2017年1月30日	基準為替	-	2.50円
	2017年4月30日	基準為替	-	3.00円
	2017年7月30日	基準為替	-	3.50円
	2017年10月30日	基準為替	-	4.00円
	2018年1月30日	基準為替	-	4.50円
	2018年4月30日	基準為替	-	5.00円
	2018年7月30日	基準為替	-	5.50円
	2018年10月30日	基準為替	-	6.00円
	2019年1月30日	基準為替	-	6.50円
	2019年4月30日	基準為替	-	7.00円
	2019年7月30日	基準為替	-	7.50円
強制早期償還日	2015年1月30日から2019年7月30日までの各利払日			

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の売出しの取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

[個人のお客様]

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益の取扱いは、明確ではありません。譲渡所得として総合課税の対象となる場合があります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- 平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く)・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。

[法人のお客様]

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- 本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円(平成26年6月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

<<円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券の損益シミュレーション>>

本シミュレーションは、「ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」(以下、『本債券』といいます。)について満期償還額および期中価格の変動のイメージを示したものです。

【仮定】

利率	当初3ヶ月間	年 6.05%	
	以降4年9ヶ月間	以下に従って決定されます。	
	(i) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合:		年 6.05%
	(ii) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合:		年 0.10%
基準為替	43.50円		
利率判定為替	35.50円	(=基準為替-8.00円)	
償還判定為替	31.50円	(=基準為替-12.00円)	
強制早期償還判定為替	初回利払日	45.00円	(=基準為替+1.50円)
	以降	利払日毎に0.50円ずつ円高	
満期償還額	100万円×最終償還判定日の参照為替/基準為替 又は 100万円		

【ヒストリカルデータ】

・以下は、ブラジルリアル・日本円為替レートのヒストリカルデータです。2002年1月1日から2014年10月15日までの約12年9ヶ月を採用しており、最大値から最小値への変動率は56%です。

最大値	最小値	変動率
2008年8月6日	2002年10月10日	56%
69.60円	31.29円	

(データ出所 ブルームバーグ)

【ヒストリカルデータによる想定損益】

① 満期償還額

本債券の最終償還判定日の参照為替が試算時のブラジルリアル・日本円為替レートより上記の変動率と同じ56%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は、額面100万円に対して56%相当の56万円となります。したがって、この場合における償還金額は、額面100万円に対して44万円となります。

想定損失額	想定償還額	損益率
▲56万円	44万円	▲56%

② 期中価格と売却損益

本債券の発行直後にブラジルリアル・日本円為替レートのみが試算時のブラジルリアル・日本円為替レートより上記と同様に56%下落したと想定した場合、途中売却時の想定損失額(損失見込額)は、額面100万円に対して70%相当の70万円となります。したがって、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して30万円となります。

想定損失額	想定受取額	損益率
▲70万円	30万円	▲70%

【損益シミュレーションによる想定損益】

① 満期償還額

・額面100万円に対する満期償還額およびその損益を示しています。

最終償還判定日の参照為替	満期償還額 (額面100万円あたり)	損益 (額面100万円あたり)
0円	0円	▲1,000,000円
5円	114,943円	▲885,057円
10円	229,885円	▲770,115円
15円	344,828円	▲655,172円
20円	459,770円	▲540,230円
25円	574,713円	▲425,287円
30円	689,655円	▲310,345円
31.50円	1,000,000円	0円
40円	1,000,000円	0円

※円未満四捨五入

② 期中価格と売却損益

- ・本シミュレーションは、試算時の条件からブラジルレアル・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

ブラジルレアル・日本円為替レートの変化	ブラジルレアル・日本円為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益		▲93%	▲78%
	額面100万円あたりの損失額	▲930,000円	▲780,000円	▲630,000円

- ・本シミュレーションは、試算時の条件から円金利及びブラジルレアル・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

円金利とブラジルレアル・日本円為替レートの変化	円金利	3.0%上昇		
	ブラジルレアル・日本円為替レート		40円円高	30円円高
損益		▲92%	▲75%	▲57%
	額面100万円あたりの損失額	▲920,000円	▲750,000円	▲570,000円

- ・本シミュレーションは、試算時の条件からブラジルレアル金利及びブラジルレアル・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

ブラジルレアル金利とブラジルレアル・日本円為替レートの変化	ブラジルレアル金利	10.0%上昇		
	ブラジルレアル・日本円為替レート		40円円高	30円円高
損益		▲95%	▲86%	▲77%
	額面100万円あたりの損失額	▲950,000円	▲860,000円	▲770,000円

- ・試算時の金利およびブラジルレアル・日本円為替レート

円	ブラジルレアル	1 ブラジルレアル	=	43.50円
1年	0.16%	9.82%		
2年	0.15%	9.59%		
3年	0.16%	9.34%		
4年	0.19%	9.11%		
5年	0.23%	8.85%		

【ご留意点】

- ・本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。
- ・上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損失額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。
- ・各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。
- ・本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- ・実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。
- ・円金利およびブラジルレアル金利の変化は、算出時のレートを基準とし、直近から償還年限までの各期間の金利水準が同一幅変化したものととして試算しています。
- ・本シミュレーションは、発行直後に各金融指標の変化があった場合の債券価格の変化(試算値)を示しています。ただし、残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。
- ・本シミュレーションはあくまでも簡便な手法により行われたものです。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

商号等

SMBC日興証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

手数料等について

- ・ 本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。

リスク等について

- ・ 本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・ 本債券は最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートの水準により満期償還額が決定されます。したがって、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートの状況によっては償還差損が生じるおそれがあります。
- ・ 本債券の利率は、2015年4月30日以降の各利払期日については、ブラジルレアル・日本円為替レートにより適用される利率が変動します。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、関連する利払期日に適用される利率は、年率0.10%となります。
- ・ 本債券は、一定の条件が満たされた場合、額面の100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日まで受領するはずであった利息を受領することができなくなります。
- ・ 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

当社が加入する協会等について

- ・ 日本証券業協会
- ・ 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会
- ・ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2014年10月

債券売出届出目論見書
＜訂正事項分＞

ノルウェー地方金融公社

ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期
円建 為替トリガー早期円償還条項
デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券

本債券売出届出目論見書により行うノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成26年10月8日に、また同法第7条および第27条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成26年10月17日にそれぞれ関東財務局長に提出しており、平成26年10月21日にその届出の効力が生じております。

本債券の元利金は円貨で支払われますが、日本円・ブラジルリアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

債券売出届出目論見書の訂正理由

債券売出届出目論見書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	2

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2019年10月30日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	154億7,600万円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	154億7,600万円 (注2)	利率	(i) 2014年10月30日(当日を含む。)から 2015年1月30日(当日を含まない。) までの期間： 年6.05% (ii) 2015年1月30日(当日を含む。)から 償還期限または(場合により)強制早期償 還日(いずれも当日を含まない。)までの 期間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替以上の円安である場合 年6.05% (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替未満の円高である場合 年0.10% (注4)
償還期限	2019年10月30日 (注3)	売出期間	2014年10月21日から 2014年10月29日まで
受渡期日	2014年10月31日		
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注5)記載の金融機関 および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注7)		

(注1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2014年10月30日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、154億7,600万円である。

(注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。本債券の最終償還は、2019年10月30日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1)最終償還」に従い日本円によりなされ

るが、最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合、償還金額が日本円・ブラジルレアル間の為替相場の影響を受ける。参照為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、最終償還判定日および償還判定為替の定義については、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」を参照のこと。また、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、本債券は、日本円・ブラジルレアル間の為替相場の変動により、償還期限前に償還される可能性がある。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

- (注 4) 利率判定日および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を参照のこと。
- (注 5) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

(中 略)

- (注 7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注 8) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。))に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

(後 略)

2 【利息支払の方法】

(前 略)

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2014 年 10 月 30 日（当日を含む。）から 2015 年 1 月 30 日（当日を含まない。）までの期間については、年 6.05%。すなわち、各本債券につき、2015 年 1 月 30 日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、15,125 円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2015 年 1 月 30 日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2015 年 4 月 30 日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの 3 ヶ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間（以下に定義される。）に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額 100 万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。
- (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年 6.05% とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、15,125 円とする。

(中 略)

「計算代理人」とは、ドイツ銀行ロンドン支店をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者（以下に定義される。）の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)